憲法・セレクト問題２

Date		Date		Date	
/		/		/	

職業選択の自由に関する次のア～オの記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当でないものの組合せはどれか。

ア　公衆浴場法による適正配置規制は、公衆浴場業者が経営の困難から廃業や転業をすることを防止し、健全で安定した経営を行えるようにして国民の保健福祉を維持しようとするものであり、積極的、社会経済政策的な規制目的に出た立法であるところ、当該規制は、立法府のとった手段がその裁量権を逸脱し、著しく不合理であることの明白な場合にはあたらず、憲法に違反しない。

イ　小売市場の許可規制は、小売市場の開設経営をしようとする者の営業の自由を制約するものであるが、職業選択の自由を保障する憲法22条１項は、いわゆる営業の自由を保障する趣旨を包含しているものではなく、また、当該規制は、その目的において一応の合理性が認められ、かつ、その手段・態様も著しく不合理であることが明白であるとはいえないから、憲法に違反しない。

ウ　司法書士法の規定は、登記制度が国民の権利義務等社会生活上の利益に重大な影響を及ぼすものであることなどに鑑み、司法書士等以外の者が、他人の嘱託を受けて、登記に関する手続について代理する業務等を行うことを原則として禁止し、これに違反した者を処罰することにしたものであって、当該規制は、公共の福祉に合致した合理的なものであるから、憲法に違反しない。

エ　近時、酒類販売業に関するいわゆる規制緩和論が高まり、これを受けて、免許制の運用が大幅に緩和されるに至っているが、平成２年から同５年当時において、酒類販売業免許制自体を維持することの合理性が失われるには至っていなかったと考えられるから、酒類販売業免許制を定めた酒税法の規定が、憲法に違反するものということはできない。

オ　医薬品の供給業者を一定の資格要件を具備する者に限定し、それ以外の者による開業を禁止する許可制を採用することは、公共の福祉に適合する目的のための必要かつ合理的措置ということはできないから、薬局の開設に適正配置を要求する薬事法の規定は、憲法に違反する。

1　ア・ウ
2　ア・オ
3　イ・エ
4　イ・オ
5　ウ・エ

正解 4

憲法・セレクト問題２「職業選択の自由」

ア　妥当である

公衆浴場法による適正配置規制の合憲性が問題となった事案において、最高裁判所は、公衆浴場業者が経営の困難から廃業や転業をすることを防止し、健全で安定した経営を行えるように種々の立法上の手段をとり、国民の保健福祉を維持することは、まさに公共の福祉に適合するところであり、当該適正配置規制及び距離制限も、その手段として十分の必要性と合理性を有していると認められるとした。そして、このような積極的、社会経済政策的な規制目的に出た立法については、立法府のとった手段がその裁量権を逸脱し、著しく不合理であることの明白な場合に限り、これを違憲とすべきであるところ、本件はその場合に該当せず、当該規制は憲法に違反しないとした（最判平元.１.20）。

イ　妥当でない

最高裁判所の判例によれば、憲法22条１項が職業選択の自由を保障するというなかには、広く一般に、いわゆる営業の自由を保障する趣旨を包含している（小売市場事件　最大判昭47.11.22）。なお、同判例は、小売市場の許可規制は、国が社会経済の調和的発展を企図するという観点から中小企業保護政策の一方策としてとった措置ということができ、その目的において、一応の合理性を認めることができないわけではなく、また、その規制の手段・態様においても、それが著しく不合理であることが明白であるとは認められないと判示して、小売市場の許可規制を定めた法律の規定は合憲であるとした。

ウ　妥当である

司法書士等以外の者が、他人の嘱託を受けて、登記に関する手続について代理する業務等を行うことを原則として禁止し、これに違反した者を処罰する旨を定める司法書士法の規定の合憲性が問題となった事案において、最高裁判所は、本記述のように判示した（最判平12.２.８）。

エ　妥当である

最高裁判所は、酒類販売業免許制は、昭和13年に採用された当時、その必要性と合理性があったということができ、近時、酒類販売業に関するいわゆる規制緩和論が高まり、これを受けて免許制の運用が大幅に緩和されるに至っているが、平成２年から同５年当時、酒類販売業免許制自体を維持することの合理性が失われるには至っていなかったと考えられるから、酒類販売業免許制を定めた酒税法の規定が、憲法22条１項に違反するものということはできないとした（最判平14.６.４）。

オ　妥当でない

最高裁判所は、医薬品の供給業者を一定の資格要件を具備する者に限定し、それ以外の者による開業を禁止する許可制を採用したことは、それ自体としては公共の福祉に適合する目的のための必要かつ合理的措置として肯認することができるとした（薬事法距離制限違憲判決　最大判昭50.４.30）。なお、同判例は、薬局の開設に適正配置を要求する薬事法の規定については、不良医薬品の供給の防止等の目的のために必要かつ合理的な規制を定めたものということができず、憲法22条１項に違反し、無効であるとした。

以上により、妥当でないものの組合せは肢４であり、正解は**4**となる。